

第4章 投資

4.1 外国直接投資に関わる政策

「2000年－2005年第2次社会経済開発計画」においてカンボジア政府は外国直接投資（Foreign direct investment：FDI）を経済開発への主要な原動力と規定している。カンボジアのFDIに関する法制度は、基本的に投資を奨励するように設計されていると言える。投資法が規定しているように、FDIは土地所有を除き内国法人と差別なく扱われており、多くの分野で自由に投資することが許されている。また現行の投資法では、「最終投資登録証明（Final Registration Certificates）」を入手した投資家に対して種々の優遇措置が与えられている。

さらに、カンボジア政府は投資促進サービスの向上を図ってきている。例えば、2005年には経済特別区（経済特区）の促進を図るために、カンボジア開発評議会（Council for the Development of Cambodia：CDC）内にカンボジア経済特別区委員会（Cambodian Special Economic Zone Board：CSEZB）を設立している。カンボジア経済特別区委員会の管理の下、経済特区管理委員会が各経済特区に設立され、投資プロジェクトの登録から日々の輸出入許可に至るまでワン・ストップ・サービスを提供している。

4.2 投資に関する法制度

カンボジアにおいては、外国人に対して禁止されているか制限のある分野を除き自由に投資を実施することができる。商業省に登録を行い、関連する業務上の許可を取得することが求められているのみである。然しながら、外国或いは国内の投資家が投資優遇措置の適用を求める場合においては、CDC又は州・特別市投資小委員会（Sub-Committee on Investment of the Provinces-Municipalities：PMIS）を通じて投資登録を申請する必要がある。投資登録の申請は会社設立（または商業省への登録）の前あるいは後で行うことが可能である。

投資ライセンス制度は、1994年8月に公布された投資法により規定されたものであるが、ライセンス制度をより簡素化し、透明化をはかり、予見可能で自動的かつ非恣意的なものとするために、2003年3月に改正投資法により大幅な改定が加えられた。更に2005年2月には、200万米ドル未満の投資に対するライセンス制度を規定する「州・特別市投資小委員会の設立に関する政令

（Sub-Decree on the Establishment of the Sub-Committee on Investment of the Provinces-Municipalities of the Kingdom of Cambodia）」が公布されており、また2005年9月には、「改定投資法施行に関する政令No.111（Sub-Decree No. 111 on the Implementation of the Law on the Amendment to the Law on Investment）」も公布された。（これら3つの法令の条文は本書付属資料II、III及びIVに掲載。）

4.3 投資ライセンス制度の概要

- 2003年の「改正投資法」は投資プロジェクトの自動認可制度を採用しており、投資プロジェクトが制限リスト（Negative List）に含まれるか国家の利益や環境に影響を与えるものでない限り、ライセンス手続きは、投資申請がCDC又はPMISにより受領してから31労働日以内に終了しなければならないと規定されている。
- 投資ライセンス、すなわち投資許可は投資家又は投資企業に対して発行されるのではなく、投資プロジェクトに対して発行される。投資ライセンスを受領したプロジェクトは「適格投資プロジェクト（Qualified Investment Project：QIP）」と呼ばれる。
- 改正投資法は全てのQIPを管理し、QIP設立の手続きを定めている。
- 投資優遇措置は自動的に付与される。
- CDCはワン・ストップ・ショップ（One-Stop Shop）として機能することを期待されており、投資申請者に代わり、条件付投資プロジェクト登録証明書に記載された、関連省庁から要請のある全ての必要なライセンスを取得する。
- QIPは合弁会社とすることができる。当該合弁会社はカンボジア法人間、カンボジアと外国法人間、外国法人間において設立することができる。合弁会社がカンボジアにおいて土地を所有するか、所有する予定である場合を除き、国籍及び持ち株比率についての制限はない。土地を所有するか、所有する予定である場合においては、外国人の総所有株式比率は49%を超えることができない。

4.4 担当機構

CDCは復興・開発と投資活動の管理に対して責任を有する唯一の機構としてワン・ストップ・サービスを提供しており、復興、開発及び投資プロジェクト業務に関する評価と意思決定に責任を有している（改正投資法第3条）。

然しながら、次の場合を含む投資プロジェクトについては、CDCは閣僚評議会（Council of Ministers）の認可を得なければならない（「CDCの組織と機能に関する政令No.147：Sub-Decree No.147 on the Organization and Functioning of the Council for the Development of Cambodia」第11条）。

- 5,000万米ドルを超える投資
- 政治影響を有する事項
- 鉱物資源・自然資源の探索と開発
- 環境に対する悪影響が懸念される場合
- 長期開発戦略
- 「建設・所有・譲渡（Build-Own-Transfer：BOT）」、「建設・所有・運営・譲渡（Build-Own-Operate-Transfer：BOOT）」、「建設・所有・運営（Build-Own-Operate：BOO）」又は「建設・賃借・譲渡（Build-Lease-Transfer：BLT）」契約に基づくインフラ・プロジェクト

4.5 適格投資プロジェクト (Qualified Investment Project：QIP)

QIPの認定を受けるには投資家はCDCないしはPMISに投資プロジェクトを登録し、投資法に基づく「最終投資登録証明（Final Registration Certificates：FRC）」を受領しなければならない（改正投資法第2条及び第6条）。

4.6 投資優遇措置（Investment Incentive）

QIPに付与される投資優遇措置

QIPは下記の投資優遇措置の対象となる（改正投資法第5章）。

- QIPは法人税の免税ないしは特別償却の適用を選択できる。
- 法人税免税制度（選択制）：タックス・ホリデーの期間は、「始動期間（Trigger period）」+ 3年間+「優先期間（Priority Period）」で構成される。
- 最長始動期間（Maximum Trigger Period）：最初に利益を計上する年又は最初に売上げ計上してから3年のどちらか短い期間

- 優先期間（Priority Period）：プロジェクト内容に基づき予算法によって定められる
- QIPが法人税免税を認められるには、年度ごとの「義務履行証明書（Certificate of Obligation Satisfaction）」を取得しなければならない。
- 法人税の免税期間後においては、QIPは税法に定める税率により法人税を支払わなければならない。
- 特別償却（選択制）：製造・加工工程において使用される新品又は中古固定資産価格の40%の特別償却制度
- 表4-1に示す生産設備及び建設材料等の免税輸入制度
- 指定された特別奨励区（Special Promotion Zone：SPZ）又は輸出加工区（Export Processing Zone：EPZ）に立地するQIP：改正投資法に規定される、他のQIPに対するのと同様の優遇措置及び特典
- QIPは、現行法に規定される場合を除き、輸出税を100%免税される。
- CDC又はPMISの認可を受けた場合には、QIPの権利・特典を、QIPを取得又は吸収した者に移転ないしは譲渡できる。

表4-1 QIPの免税輸入

QIPの種類	免税輸入可能な物資
国内志向型QIP (Domestically oriented QIPs)	生産設備、生産投入材、建設資材
輸出志向型QIP (Export oriented QIPs)（製造保税倉庫制度を選択するか、既に選択しているものを除く）	生産設備、建設資材、原材料、中間財、副資材
裾野産業QIPs	生産設備、建設資材、原材料、中間財、生産投入用副資材

優遇措置非適格プロジェクト

政令No.111の付属文書1、Section2「優遇措置非適格の投資行為」に記載されている投資プロジェクトは投資優遇措置に非適格となる。非適格プロジェクトは下記のものを含んでいる。

- 全ての商業活動、輸入、輸出、卸、小売、免税店
- 水路、道路、空路による運輸サービス。但し鉄道分野への投資を除く。
- レストラン、カラオケ店
- 観光サービス
- カジノ、賭博ビジネス
- 銀行、金融機関、保険会社等の通貨・金融サービス
- ラジオ、テレビ、新聞、雑誌等を含む、報道・放送ビジネス

- 専門的サービス
- 合法的な国内供給源である自然林の木を原料として使用する木材製品の製造・加工
- 50ヘクタール以下のホテル、テーマパーク、スポーツ施設、動物園等を含む複合娯楽施設
- 3星級以下のホテル
- 不動産開発、倉庫業

優遇措置適格プロジェクト

政令No.111の付属文書1、Section2「優遇措置非適格の投資行為」は、優遇措置を付与する条件となる、様々な分野における投資最小限度額や条件を定めている。これらの内、幾つかの例を表4-2に示す。

表4-2 優遇措置付与に必要とされる投資条件

投資分野	投資条件
輸出産業に全て(100%)の製品を供給する裾野産業	10万米ドル以上
動物の餌の製造	20万米ドル以上
皮革製品及び関連製品の製造 金属製品製造 電気・電子器具と事務用品の製造 玩具・スポーツ用品の製造 自動2輪車及びその部品・アクセサリーの製造 陶磁器の製造	30万米ドル以上
食品・飲料の生産 繊維産業のための製品製造 衣類縫製、繊維、履物、帽子の製造 木を使用しない家具・備品の製造 紙及び紙製品の製造 ゴム製品及びプラスチック製品の製造 上水道の供給 伝統薬の製造 輸出处の水産物の冷凍及び加工 輸出处の穀類、収穫物の加工	50万米ドル以上
化学品、セメント、農業用肥料、石油化学製品の製造。現代薬の製造	100万米ドル以上
近代的なマーケットや貿易センターの建設	200万米ドル以上 1万ヘクタール以上 十分な駐車場用地
工業、農業、観光、インフラ、環境、工学、科学その他の産業向けに用いられる技能開発、技術向上のための訓練を実施する訓練・教育機関	400万米ドル以上
国際貿易展示センターと会議ホール	800万米ドル以上

4.7 投資保障

カンボジアと日本間の投資保護協定は未だ締結されていないが、改正投資法は下記の通り投資保障を規定している(同法第8条～第11条)

- 外国投資家は、土地所有権を除き、投資家が外国人であることのみを理由にして差別的な扱いを受ける

ことはない。

- カンボジア政府は、カンボジアにおける民間投資家の資産に悪影響を及ぼす国有化政策は、これを行わない。
- カンボジア政府は、QIPの製品価格やサービス料金に対し統制を行なうことはない。
- カンボジア政府は、投資家が銀行を通じて外貨を購入し、以下の目的のためにその外貨を海外へ送金することを許可する。
 1. 輸入品の代金、国際的な借入に対する元金・利息の支払い
 2. ロイヤルティーと管理費用の支払い
 3. 利益の送金
 4. 投資資本の本国送金

4.8 外国人投資に関する制限

外国人投資に限って制限を加えている分野はないが、「改正投資法施行に関する政令No.111」の付属文書1(Negative List)・Section1に掲載されている事業は、カンボジア及び外国企業による投資が禁止されている。禁止業種には次のものが含まれている。

1. 向精神剤及び非合法薬の製造・加工
2. 国際規約又は世界保健機構によって禁止され、公衆の健康や環境に影響を及ぼす、毒性を有する化学品、農業用除虫剤・殺虫剤、その他の化学品を使用する薬物の製造・加工
3. 外国から輸入する廃棄物を使った電力の加工及び生産
4. 森林法により禁止されている森林開拓事業
5. 法により禁じられている投資行為

さらに、同政令付属文書1・Section2には「優遇措置に非適格な投資高位」が記載されており、また同政令付属文書1・Section3には「輸入関税免税には適合するが法人税免税には不適合となる、特別な特徴を有する投資行為」が列挙されている。

4.9 外国市民に関わる制限

投資行為に関連して、外国市民に対する次のような制限が存在している。

土地の所有と使用

QIPを実施する目的での投資家による土地保有は、カンボジア市民権を有する自然人かカンボジア企業に限って可能であるが、土地使用については、コンセッション、

無制限の長期賃借、更新可能な有期の短期賃借等が認められている。さらに土地上の不動産や個人資産を所有することや、債務保証として担保に差し入れることも認められている（改正投資法第16条）。

外国人の雇用

QIPは、当該資格や専門性がカンボジア国内で得られない場合には、管理者、技術者、熟練作業者として外国人を雇用するためのビザや労働許可を得ることを認められている（改正投資法第18条）。

4. 10 投資ライセンス手続き

「最終投資登録証明（Final Registration Certificates）」を得るまでの、投資ライセンス申請手順を表4-3に示す（改正投資法第7条）。

表4-3 投資ライセンスの申請過程

実行者	過程	条件/注意事項
申請者	CDC又はPMISへの投資計画書の提出	申請書式*の使用 申請料（700万リエル）の支払い
CDCまたはPMIS	1) 次の場合に「条件付投資登録証明書（Conditional Registration Certificate：CRC）」を発行 ・投資計画書が必要な情報を全て含んでいる場合 ・投資行為が制限リストに含まれていない場合、又は国家利益や環境に影響を及ぼさない場合 2) 次の場合に「非適合通知（Letter of Non-Compliance）」を発行 ・もし投資計画書が上記条件を充たさない場合 条件付投資登録証明書又は非適合通知が3日以内に発行されない場合には、条件付投資登録証明書が自動的に認可されたものと見做す。	投資計画書提出後3日以内に発行されなければならない。条件付投資登録証明書は、QIP運営に必要な許可・認可・ライセンス・登録等、及びそれらを発行する権限を有する政府機関名を明記しなければならない。条件付投資登録証明書によって、QIPが付与される優遇措置が確認され、法人の定款認証が行なわれる。非適合通知には、投資計画書が何故受け付けられないかの理由、及びCDC又はPMISが条件付投資登録証明書を発行できるようになるための追加的情報が明記される。
CDCまたはPMIS	申請者に代わり、条件付投資登録証明書に記載された、関連省庁から全てのライセンスを取得	条件付投資登録証明書に記載された許認可を発行する権限を有する省庁は、条件付投資登録証明書記載の日付から遅くとも28日以内にそれら許認可を発行しなければならない。正当な理由なくして、この期限を守らない政府職員は法による処罰の対象となる。
CDCまたはPMIS	「最終投資登録証明書（Final Registration Certificate：FRC）」の発行	条件付投資登録証明書の発行から28日以内に発行されなければならない。最終投資登録証明書の発行の日がQIP開始の日となる。

注：*申請書式のサンプルは本書付属資料IIIに掲載する「改正投資法の施行に関する政令No.111」の付属文書2に掲載。